

官報

昭和四十四年七月十三日

第六十一回 衆議院會議録 第六十一号

昭和四十四年七月十三日(日曜日)

議事日程 第五十二号

昭和四十四年七月十三日

午前零時十分開議

第一 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に
関する法律等の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○本日の會議に付した案件

本日の議事における發言時間は趣旨弁明につ
ては十五分質疑答弁討論その他については十
分とするの動議(國田直君外二十六名提出)
日程第一 健康保険法及び船員保険法の臨時特
例に関する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

午後四時十四分開議

○副議長(小平久雄君) これより會議を開きま
す。

〔發言する者、離席する者多し〕

本日の議事における發言時間は趣旨弁明につ
いては十五分質疑答弁討論その他については十
分とするの動議(國田直君外二十六名
提出)

○副議長(小平久雄君) 國田直君外二十六名か
ら、本日の議事における發言時間は趣旨弁明につ
いては十五分質疑答弁討論その他については十分
とするの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもつて採決いたします。
本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票
を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありません
か。

〔「ある」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) なるべくすみやかに投票
せられんことを望みます。

〔發言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 演壇の下におられる諸君

は、自席に戻った上、なるべくすみやかに投票せ
られんことを望みます。

〔發言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) ただいまから十分以内に
投票されるように望みます。その時間内に投票さ
れない方は棄権とみなします。——いまだ投票さ
れない方は、すみやかに投票してください。——
いまだ投票されない方は、なるべくすみやかに時
間内に投票されるよう望みます。

〔發言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 残りの時間はあと三分で
ありますから、すみやかに投票されんことを望み
ます。——投票権は尊重いたしたいから、なるべく
すみやかに投票願います。

〔發言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 制限時間が参りました。
投票漏れはありませんか。——制限の時間が参り
ましたので、投票箱の閉鎖を命じます。

〔發言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせま
す。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長よ
り報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百二十二

可とする者(白票)

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、本日の議事に
おける發言時間は、趣旨弁明については十五分、
質疑、答弁、討論その他については十分とするに
決しました。(拍手)

國田直君外二十六名提出發言時間制限の動議を
可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 徳郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
赤澤 正道君	秋田 大助君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君
有田 喜一郎君	井出一太郎君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	稻村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
植木庚子郎君	白井 莊一君
内田 常雄君	内海 英男君
江崎 真澄君	小笠 公昭君
小沢 辰男君	小淵 恵三君
大石 八治君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 明君
大野 市郎君	岡崎 英城君
岡本 茂君	奥野 誠亮君
加藤常太郎君	加藤 六月君
鹿野 彦吉君	鍛冶 良作君
海部 俊樹君	金丸 信君
金子 一平君	金子 岩三君
上林山榮吉君	神田 博君
亀岡 高夫君	龜山 孝一君
鴨田 宗一君	飯谷 忠男君
川島正次郎君	川野 芳満君
菅野和太郎君	木部 佳昭君
木村 武雄君	木村 俊夫君
北澤 直吉君	久野 忠治君
久保田康徳君	草野 一郎平君
鯨岡 兵輔君	倉石 忠雄君
倉成 正君	蔵内 修治君
小坂善太郎君	小峯 柳多君
小山 省二君	河本 敏夫君
佐々木秀世君	佐藤 榮作君
佐藤 文生君	齋藤 邦吉君
坂田 道太君	坂村 吉正君

昭和四十四年七月十三日 衆議院會議録第六十一号 本日の議事における發言時間は趣旨弁明については十分とするの動議

昭和四十四年七月十三日 衆議院會議録第六十一号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議 健康 一五一八

健康 一五一八

櫻内 義雄君	四宮 久吉君
志賀健次郎君	始関 伊平君
椎名悦三郎君	堀川 正三郎君
重政 誠之君	堀田 弘作君
遊谷 直藏君	島村 一郎君
正示啓次郎君	白濱 仁吉君
進藤 一馬君	菅波 茂君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
砂原 格君	瀬戸山三男君
園田 直君	田川 誠一君
田澤 吉郎君	田中伊三次君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田村 良平君
高橋清一郎君	竹内 黎一君
竹下 登君	谷垣 專一君
谷川 和穂君	中馬 辰猪君
塚田 徹君	塚原 俊郎君
坪川 信三君	渡海元三郎君
登坂重次郎君	徳安 實藏君
床次 徳二君	中尾 栄一君
中川 一郎君	中村 梅吉君
中村庸一郎君	中山 マサ君
永田 亮一君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽 久章君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西岡 武夫君	西村 英一君
西村 直己君	根本龍太郎君
野田 卯一君	野田 武夫君
野原 正勝君	葉梨 信行君
橋本登美三郎君	橋本龍太郎君
長谷川四郎君	長谷川 峻君
八田 貞義君	原 健三郎君
廣瀬 正雄君	福家 俊一君
福田 赳夫君	福田 篤泰君
福永 一臣君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤尾 正行君	藤本 孝雄君
船田 中君	古井 喜實君

古内 広雄君	古川 文吉君
保利 茂君	細田 吉藏君
堀川 恭平君	前尾繁三郎君
増岡 博之君	松澤 雄藏君
松野 幸泰君	三池 信君
三木 武夫君	三ツ林弥太郎君
三原 朝雄君	笑輪 登君
水田三喜男君	湊 徹郎君
宮澤 喜一君	村山 達雄君
毛利 松平君	栗山 秀君
森下 國雄君	森田重次郎君
保岡 武久君	山下 元利君
山田 久就君	山中 貞則君
山村新治郎君	吉田 重延君
早稲田柳石高君	渡辺 栄一君
渡辺 肇君	渡辺美智雄君
否とする議員の氏名	
麻生 良方君	池田 禎治君
稻富 稔人君	受田 新吉君
内海 清君	岡澤 完治君
折小野良一君	春日 一幸君
神田 大作君	河村 勝君
佐々木良作君	曾根 益君
田畑 金光君	竹本 孫一君
玉置 一徳君	塚本 三郎君
中村 時雄君	永末 英一君
西尾 末廣君	本島百合子君
山下 榮二君	吉田 賢一君
和田 耕作君	有島 重武君
伊藤惣助丸君	石田幸四郎君
小川新一郎君	大野 潔君
大橋 敏雄君	岡本 富夫君
小濱 新次君	斎藤 実君
鈴切 康雄君	竹入 義勝君
伏木 和雄君	正木 良明君
松本 忠助君	山田 太郎君
田代 文久君	谷口善太郎君

林 百郎君 松本 善明君

日程第一 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出) (前会の続)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、前会の議事を継続いたします。

○副議長(小平久雄君) 本案についての島本虎三君の質疑を許します。

島本虎三君

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君、演壇に進んで発言してください。

島本君、演壇に進んで発言してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 交渉係以外の諸君は自席に戻ってください。島本君、演壇で質疑をしてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 演壇の下におられる諸君の中には、議長が開会を宣告する前からそこにおられる方もあり、また、そこで不規則な発言をされることは、院の秩序にとってまことに遺憾であります。すみやかに自席に戻ってください。

島本君、演壇で質疑してください。

島本君、演壇に進んで発言してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) この際、特に島本君に申し上げます。

議長は、昨日及び本日、島本君に質疑を許し、いままで繰り返し発言を促してまいりました。長時間にわたり、議長が、島本君が質疑されるのを忍耐強く待ってききましたのも、質疑を尊重しようという意思にはかたがたありません。しかし、いつまでもこの状況を続けることは、議事を整理する議長としてもできません。

島本君がこれ以上質疑に入られないならば、議長として必要な措置を講じなければなりませんので、島本君においてもその決意を明らかにせられんことを望みまして、この際、暫時休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

午後五時五十三分開議

○副議長(小平久雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔発言する者、離席する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 日程第一についての島本虎三君の質疑を許します。島本虎三君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君、質疑をしてください。

島本君、質疑を始めてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君、正規に発言してください。

島本君、質疑をしてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) いままで繰り返し島本君に発言を促してまいりましたが、島本君がなお質疑に入られないならば、議長としては、遺憾ながら島本君が発言権を放棄されたものと認めなければなりません。そのようなことは避けたいと思っておりますから、島本君、質疑をしてください。

島本君、質疑をしてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君、質疑をしませんか。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君にこれだけ発言を促しましても質疑をされませんから、議長は、島本君が発言権を放棄されたものと認めます。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 和田耕作君。——和田耕作君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 壇上の諸君は壇をおりてくだされ。――壇をおりてくだされ。――降壇を命じます。――降壇を命じます。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 交渉係以外の方は降壇をしてくだされ。自席に戻ってくだされ。――議長は、和田耕作君の質疑を許可しました。他の諸君は自席に戻ってくだされ。――交渉係以外の諸君の降壇を求めます。他党の質疑者の登壇を妨げないでくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 議長が許可いたしました質疑者の登壇をじやましないでくだされ。――議長は、和田耕作君の質疑を許可しました。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。――他の諸君は自席に戻ってくだされ。――交渉係以外の方の降壇を求めます。――他党の質疑者の妨害をしないでくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 議長は、和田耕作君の質疑を許可いたしました。他の諸君は自席に戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。この状況では和田君の質疑はできません。登壇すらできません。

したがって、この際、暫時休憩いたします。

午後六時六分休憩

午後七時三十三分開議

○副議長(小平久雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔発言する者、離席する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 日程第一についての和田耕作君の質疑を許します。和田耕作君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 演壇の下におられる諸君に御注意をいたします。

議長は、和田君に質疑を許し、登壇を願うのであります。この状況で登壇を促すことはいかにかとも思いますが、他党の質疑者に対する礼として、院の秩序から見ても、直ちに自席に戻ってくだされ。――場内交渉係以外の方は自席に戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 議長は和田君の登壇を求めたいと思っております。――交渉係以外の諸君は自席へ戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 和田君、御登壇願えませんか。――交渉係以外の諸君は自席に戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 正常な姿で和田君の質疑をしていただきたいと思っております。――交渉係以外の方は自席に戻ってくだされ。――議長は和田君の登壇を求めたいと思っております。――交渉係以外の諸君は自席へ戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 議長は正常な状態のもとで和田君に質疑をしていただきたいのですから、演壇の下におられる諸君は自席に戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 民主社会党の交渉係から、この演壇の下のような状況において和田君が登壇して質疑を行なうことはできないから、議長は秩序の回復をはからないうまま登壇を促すことは困るとの申し出があります。議長は正常な秩序のもとで発言を求めたいと思っております。諸君は自席へ戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) このままの状況で直ちに和田君の登壇を促すことはできません。

したがって、この際、暫時休憩いたします。

午後七時四十九分休憩

午後十時四十二分開議

○副議長(小平久雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔発言する者、離席する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 日程第一についての和田耕作君の質疑を許します。和田耕作君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) そこに立っておられる諸君は自席に戻ってくだされ。――交渉係以外の諸君は自席に戻ってくだされ。――和田君、登壇して質疑を願います。――和田君に質疑を許しましたので、交渉係以外の諸君は自席に戻ってくだされ。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 和田君の登壇を願いたいと思っております。――通路をあけてくだされ。――和田君、登壇してくだされ。

〔和田耕作君登壇〕

○和田耕作君 ただいま議題となっております健康保険法案の修正案につきまして、民主社会党を代表いたしまして、佐藤総理並びに関係閣僚に質疑を行なうとさせていただきます。(拍手)

〔和田耕作君登壇〕

○和田耕作君 今回の修正案の取り扱いにつきまして、怒りに似た気持ちを持っていることを、まっ先にお伝え申し上げたいと思っております。(拍手)

〔和田耕作君登壇〕

この修正案は、社労委での取り扱いにつきましても、また、その内容につきましても、全くお話しにならないと思っております。――(拍手)た

とせば、この修正案を一日でも半日でも審議して

いるならば、たとえ強行採決の場合でも、極端

に言ひなれば、指一本でも、あご一つ上げても一

種の説明になったと思ひます。かりにまた、審議

はなくても、事前に要綱案のようなものが配られ

ておりましたならば、詳しい説明がなくても、審

議拒否に対抗して不十分な強行採決をしたとして

も、まだまだ理解ができるのであります。しか

し、今回の場合はそのいづれもなかったものであ

ります。説明もない、事前の資料配付もない。こ

のような状態で、聞き取れないようなことばで提案

をして、その場で採決をしたというのですから、

全くあきれ果てた運営だといわなければなりません。(拍手)

○(拍手)これは当然社会労働委員会の段階に差し戻すのが適当だと考えております。(拍手)

また、内容的に見ましても、今後抜本策をつくる保証が何もないのに、簡単に時限立法をやめるとか、また、あれほど政府が重視していた案代の一部負担を突如としてやめるなど、今後の抜本策樹立について政府と自民党の無責任さを露呈しておると考えざるを得ないのであります。私は、このような前提に立ちましても、以下の諸点について、総理と関係閣僚に答弁をいただきたいと思っております。

まず第一に、今回の修正のものになりました特例法は、二年前に、医療保険の赤字を解消するために、暫定措置として、抜本策を確立することを前提として、社会保障制度審議会でも、社会保障審議会でも相談をされて、必要な悪として生まれたものであります。しかるに政府は、この間、抜本改正を怠り、今日再び二十年の期限延長を提案せざるを得なくなったのであります。実は私も、この問題が非常に困難であることは、よく承知をいたしております。したがって、政府の公約違反を強く批判はしておりますけれども、ひそかに、次の二十年のうちには必ず抜本策をつくってほしいと願っておったのであります。しかしながら、現在そのような抜本策すら影も形も見えない。斎藤厚生大臣も、総理大臣までがこの本会議の議場で特別にその理由を釈明いたしました。そして抜本策を早急に出すということに誓ったのであります。

このように何回も何回も国会の審議を経て、長

昭和四十四年七月十三日 衆議院会議録第六十一号 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

一五一九

い日時とたいへんな努力を重ねてきたこの問題を、このたび政府と自民党は、社労委の審議の過程でこれまでの言明を捨て去って、突如として本法案を根本的に変えてしまつて、全く別個の法案にすりかえる暴挙をあえてしたのであります。これは全く前例のないことでありまして、法制定の慣行と国会のルールを無視した背信行為であるといわなければなりません。私ども民社党は、断じて許すことができないのであります。(拍手)つまり政府は、時限立法としての特例法案を廃案にする、あるいはまた、健保の基本法を改正するという二つの必要な手続を省略いたしました。修正という形でごまかしたことでありまして、このような立法秩序の無視を、総理大臣、また自民党の総裁としての佐藤さんは、どのように考えておられるのかをお伺いしたいのであります。(拍手)

次に、これに関連いたしました、今回の修正案なるものは、前述のとおり、内容的には全く別個の法案でありますので、前に総理がこの壇上から弁明いたしました二カ年延長の特例法案とは全く関係のないものになっております。したがつて、この際、総理として最小限なすべきことは、前に総理が行ないました本会議での釈明とは別に、あらためて修正案についての釈明が必要だと思つてあります。この点について、総理の所信をお伺い申し上げたいのであります。

第二の点は、二カ年の時限延長を廃止したことの真意についてであります。

現行の医療保険制度に数々の問題点があることは、天下周知の事実であります。この点については、社会保障制度審議会、社会保険審議会でも、これらの問題点について、早くから抜本改正の方角づけがなされてまいりました。また、国民も、特例法が二年間の時限立法として成立したことによつて、抜本改正が近く断行されるものと期待していたことも事実であります。ところが、今回の突如の方向転換によつて、抜本改正は夜霧の如くたに消えうせんとしております。不可解というほかはありません。これは、一部で伝えられておりますように、政党間の裏取引があつたとか、強力な圧力団体の横断に屈したといわれておるのでありますけれども、はたして事実かどうかを明らかにしてもらいたいのであります。

また、政府は、今後の抜本改正につきまして、全く熱意を喪失したのではないか、事実上断念したのではないかと思われておるのでありますけれども、この点についての所信を明らかにしてもらいたいのであります。この問題の困難であることは、私どももよく承知をしております。しかし、問題の困難さに辟易いたしましたして、抜本改正を断念したというのでは、政府の責任を全うすることができないだけではなくて、民主政治に対する国民の信を失ふことになると思つてあります。けれども、この点について、総理の所信をお伺いしたいと思つてあります。

次に、厚生大臣にお尋ねいたします。

第一に、薬剤一部負担の項を廃止したことについてであります。

二年前の国会での特例法の審議の過程で、政府が一番重視しておつたのはこの項でありました。また、これについて医師会、労組その他の方面から強く反対があつたことも承知をしております。その理由は、表向きは、患者負担の増額による早期受診を制限するとか、手続がめんどうだということでありましたけれども、裏面では、これによつていわゆる乱診乱療を少なくする、少しでもチェックできるという効果があると信じられておつたからではないでしょうか。たぶん政府は、そのように考えて、この薬代の一部負担を出したのだと思つてあります。しかるに、今回、この重要な問題点を、取引が知りませんけれども、いとも簡単に廃止したのはいかなる理由によるものでありましょうか。(拍手)現在の日本の医療制度のゆがみの最大の問題は、薬の使用があまりに多過ぎるということではないでしょうか。そうであるに、この薬代の一部負担という問題を簡単に葬り去るという、ここに政府の態度が疑われるのであります。抜本改正をやるというならば、この最大の問題点にメスを入れるきつかけを残しておかなければならないのではなかつたかと思つてあります。このような点に、私は、今回のこの理不尽な修正に対しまして、心からの不信と怒りを覚えるのであります。(拍手)この点について厚生大臣の答弁をいただきたいと思つてあります。

また、第二に、特例法の保険料率を千分の七十、入院時、初診時の倍額を患者負担とすることを本法に移すことでもあります。

このことは、申すまでもなしに、暫定的な負担増を、抜本改正という代償を払ふことなしに国民に課して、固定化するというものでありまして、国民は大きな犠牲を払わなければならないのであります。このことは、抜本改正をやるということでも、抜本改正をやるという保証なしにこのような問題を制度化していく、固定化していくというところは、国民を愚弄するのとはなはだしいのではないかと考えております。(拍手)このように、抜本改正に対しての確かな保証といふものをまるきり葬り去つて、いままでもやつてきましたように、そのつど赤字をばはうしていく、このようなことで、はたして日本の医療制度というものの対して政府として責任がとれるのであろうか。この点について、厚生大臣の所見をお伺いしたいのであります。

最後に、私は大蔵大臣にお伺い申し上げます。

あの特例法の中には、二百二十五億の国庫負担という項目がございます。この項目をどのようにな今後なされるのか、医療制度に対する国庫負担は、現在の保険制度から社会保障制度に発展させていくペルトのような役割りを果たすものであります。したがつて、これの国庫負担を増額することは当然のことではありますけれども、しかし、国

庫資金は税金でございます。現在の保険制度は、問題点を一ぱいかかえておる。このごろ沼のような保険制度を改革することなしに税金を無責任に使うという問題が起こりはしないかと思うのであります。といつてまた、国庫負担を増額しなければ、前述のように、困っている国民に対する国の責任は果たされない。この矛盾を大蔵大臣はどのように考えておるのでございましょうか。つまり、このような矛盾を解決するために抜本改正というものを問題にしておるのではないでしようか。しかも、この抜本改正は、現在では、もうわれわれにとって、政府がいつやるのか、全く保証のないような状態である。こういうような問題のときに、大蔵大臣は、この二百二十五億、あるいはこれを今後増額しなければならぬと思うけれども、どういふ意味で、どういふ内容を持たして増額をするのか。現在の制度を改革しなければ税金のむだ使いになる、また、その改革するという方途を全然示していない、しかも、国庫負担を出さなければならぬ。大蔵大臣はその選択をどのように考えておられるのか、この問題について御質問をいたしたいと思つております。(拍手)

以上、私は、いろいろ御質問をしてまいつたのでございまして、これを要するに、このような案をどうして政府と自民党は出してきたのであろうか、全く理解に苦しむのであります。これよりもっと正しいのは、いままでの特例法案を二カ年間延長するといふ、この案を通すならば、

まだ筋がわかる。しかし、現在の問題の出し方は、あの社労委での審議のしかたからいっても、いま申し上げた内容の問題からいっても、全く筋の通らない問題だと考えておりますので、何とぞこの問題を社労委の段階に返して、もつと審議を尽くすのが適当だと考えておるわけでありまして、以上をもちまして、民主社会党を代表しての御質問を終わる次第であります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 和田君にお答えをいたします。しばらく静かにひとつ聞いてください。お聞き取りだけはお願ひいたします。

ただいま和田君は、和田君の御意見をまじえながら、また同時に、強い御批判のもとにお尋ねがございましたので、それらの点についてお答えをいたしたいと思つております。

私が申し上げるまでもなく、政府原案は、健康保険特例法の延長によって、政管健保等の財政対策を行なうとしたものであります。修正案は、その対策を最小限にとどめようとするものであり、実質的な内容におきましては、異なるものではあります。

なお、国会は国権の最高機関であり、政府提案の法律を、その意思に基づいて自由に修正できることは言うまでもありません。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(佐藤榮作君)(続) 次に、和田君も御指摘のとおり、医療保険の抜本改正はきわめて困難な問題であります。しかしながら、政府としては、今回の修正に関係なく、これまでの方針に従つて、できるだけ早急に抜本改正を行なえるよう努力してまいりたいと考えております。(拍手)

また、今回の修正と、先日の本院における釈明との関係についてお尋ねがありました。本法案の修正いかんにかかわらず、抜本対策の早期実現に対する私の決意には何ら変わりはなく、今後とも、さらに一層の努力を続ける所存であることを重ねて申し上げて、御了解を得たいと思つております。(拍手)

〔国務大臣斎藤昇君登壇〕

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静かにしてください。質問者が答弁が聞き取れません。

○国務大臣(斎藤昇君) 薬剤の一部負担の項を廃止いたしましたことは、乱診乱療を防ぐためをなくするものではないかという和田議員のお尋ねでございますが、そもそも、薬剤の一部負担を特例法の中に認めていただきましたのは、政府管掌保険の赤字解消の一方途といたしまして、薬剤の一部負担を被保険者に負担してもらつて、そうして赤字を少なくしようといふところに出ておつたわけでございます。今年度もこれによって三十

一億の赤字を解消したいといふ趣旨でございます。もちろん、委員会の段階におきまして、薬剤一部負担があることは、むしろ受診を抑制させるものではないかといふ強い御意見の開陳がございました。おそれなく、このたびの修正案は、薬剤の一部負担によって診療を抑制することのないようにという趣旨であらうかと存じます。

乱診乱療の点は、また別途防ぐことを考えてまいらなければならぬ、かように考えております。

なお、初診時及び入院時における診療費、診察費の一部負担を本法に取り入れたことは、抜本改正の際にこれを固定させるものではないかというお尋ねに對しましては、抜本改正を、かねがね申し上げておりますとおり、二年以内に必ず実現したい、かように考えており、できるならば、この国会中にもその大綱を関係審議会に諮問したいといふ考えには変わりありませんので、二年後の抜本改正の際には、これが続いているものといふことを前提といたさないで考慮をいたす所存でございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

今回の修正によりまして、本年度では約六十四億円の減収になります。しかし、春闘におきましてベースアップが予想よりは多かつたために、さほど財政運営上支障はないと思つております。

昭和四十四年七月十三日 衆議院會議録第六十一号 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

一五二二

二百二十五億円の補助金を増額するかどうかという将来の問題につきましては、抜本改正の一環として、これを慎重に検討したいと存じます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 大橋敏雄君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 正常な状態のもとで大橋君に質疑をしてもらいたいのので、そこに立っておられる諸君は自分の席に戻ってください。——通路をあけてください。——大橋君の登壇できるより、通路をあけてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 大橋君、どうぞ登壇願います。——通路をあけてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 大橋君、どうぞ登壇願います。——どうぞ登壇してください。——大橋君、登壇してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 質疑を始めてください。——大橋君、質疑を始めてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 大橋君がそこまで登壇されておりますから、これがじゃまにならないように、自席に戻ってください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 大橋君、質疑を始めてください。——大橋君、質疑を始めてください。——

大橋君の質疑が正常に行なえるように、自席に戻ってください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) そこに立っていて、他党の質疑者の発言をじゃましないでください。——他党の質疑者の発言をじゃましないでください。自席に戻ってください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 大橋君、発言してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) いままで繰り返し発言を促してまいりましたが、大橋君がなお質疑に入られないならば、議長としては、遺憾ながら、大橋君が発言権を放棄されたものと認めなければなりません。そのようなことは避けたいと思っております。質疑をしてください。——大橋君、質疑をしてください。——大橋君、質疑をしてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 大橋君、質疑をしませんか。——大橋君、質疑をしませんか。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 大橋君にこれだけ発言を促しても質疑をされませんから、議長は、大橋君が発言権を放棄されたものと認めます。(拍手)

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終局いたしました。

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。順次これを許します。後藤俊男君。——後藤俊男君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 通路をあけてください。——後藤君、登壇を求めます。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 場内交渉係以外の方は、降壇して自席に戻ってください。——通路をあけてください。——登壇をじゃましないようにしてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 後藤君の登壇を求めます。——後藤君の登壇を求めます。——どうぞ、あきました、来てください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 後藤君、登壇願います。——後藤君、登壇して討論してください。——後藤君、討論してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 後藤君、登壇されないと、発言を放棄したものと認めざるを得なくなりま。すみやかに登壇してください。——すみやかに討論してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 後藤君に対しては、何回も討論して下さるようお願いをいたしましたのであります。が、いまだにいたされません。議長は、

やむを得ず後藤君の発言は棄権されたものとみなします。(拍手)

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 箕輪登君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 登壇してください。——登壇してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 箕輪君に発言を許しましたが、本日は時間の関係上この程度にとどめ、明十四日午前零時十分より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後十一時三十六分延会

出席国務大臣

出席政府委員

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
大蔵大臣	福田 赳夫君
厚生大臣	斎藤 昇君
大蔵省主計局次長	船後 正道君
厚生省保険局長	梅本 純正君
社会保険庁医療保険部長	加藤 威二君

○朗読を省略した議長の報告

(議案送付)

一、昨十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

二、昨十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

真珠養殖等調整暫定措置法案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

昭和四十四年七月十三日 衆議院會議録第六十一号

一五二四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部四十円
(送料別)

發行所

東京都港区赤坂桑町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)